

2 平成22年度一般会計予算案の構成の概要

(1) 平成22年度一般会計予算案のうち主な歳入の説明

I 県 税

(単位 百万円)

| 区 分 | 平成22年度 予 算 案 | 平成21年度 予 算 額 | 比 較 | |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------|----------|-----------|
| | | | 増 減 額 | 増 減 率 |
| 県 民 税 | 53,593 | 59,992 | △ 6,399 | △ 10.7% |
| 法 人 県 民 税 | 2,930 | 3,998 | △ 1,068 | △ 26.7 |
| 個 人 県 民 税 | 47,967 | 52,645 | △ 4,678 | △ 8.9 |
| 〔 森林環境税 〔 法人県民税及び個人 県民税の内数 〕 〕 | (330) | (357) | (△ 27) | (△ 7.6) |
| 利 子 割 県 民 税 | 1,381 | 1,894 | △ 513 | △ 27.1 |
| 配 当 割 県 民 税 | 924 | 1,070 | △ 146 | △ 13.6 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 県 民 税 | 391 | 385 | 6 | 1.6 |
| 事 業 税 | 10,157 | 15,996 | △ 5,839 | △ 36.5 |
| 法 人 事 業 税 | 9,056 | 14,589 | △ 5,533 | △ 37.9 |
| 個 人 事 業 税 | 1,101 | 1,407 | △ 306 | △ 21.7 |
| 地 方 消 費 税 | 7,988 | 7,524 | 464 | 6.2 |
| 不 動 産 取 得 税 | 1,702 | 2,512 | △ 810 | △ 32.2 |
| た ば こ 税 | 2,084 | 2,139 | △ 55 | △ 2.6 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 | 1,024 | 1,039 | △ 15 | △ 1.4 |
| 自 動 車 取 得 税 | 2,151 | 2,169 | △ 18 | △ 0.8 |
| 軽 油 引 取 税 | 5,439 | 5,187 | 252 | 4.9 |
| 自 動 車 税 | 16,306 | 16,866 | △ 560 | △ 3.3 |
| 産 業 廃 棄 物 税 | 113 | 180 | △ 67 | △ 37.2 |
| そ の 他 の 税 | 43 | 596 | △ 553 | △ 92.8 |
| 計 | 100,600 | 114,200 | △ 13,600 | △ 11.9 |

(参 考)

税制改正案の概要

1 個人住民税における扶養控除の見直し

- (1) 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止
- (2) 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。

（注）平成24年度分以後の個人住民税について適用

2 県たばこ税

平成22年10月1日から税率を引上げ

（現行） （改正案）

旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき 1,074円 → 1,504円

旧3級品の製造たばこ 1,000本につき 511円 → 716円

3 自動車取得税

- (1) 一定の自動車排出ガス規制等に適合した自動車（新車）に係る時限的な特例措置の創設

（平成22年4月1日から平成24年3月31日までの自動車の取得に対して適用）

| 特 例 対 象 車（新車） | 現行税率 | | 軽減後の税率 | |
|--|------|-----|--------|-------|
| | 自家用 | 営業用 | 自家用 | 営業用 |
| 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン車のトラック・バス等で、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能が良く、平成27年度燃費基準を達成している自動車 | 5% | 3% | 1.25% | 0.75% |
| 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン車のトラック・バス等で、平成17年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能が良く、平成27年度燃費基準を達成している自動車 | 5% | 3% | 2.5% | 1.5% |
| 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のトラック・バス等で、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を達成している自動車 | 5% | 3% | 1.25% | 0.75% |

- (2) 一定の自動車排出ガス規制等に適合した自動車に係る特例措置の延長及び車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のトラック・バス等であって一定の自動車排出ガス規制等に適合した自動車（新車以外）に係る特例措置の創設

| 特 例 対 象 車 (新車以外) | 取得期間 | 措置内容 | |
|---|---------------------------|----------------------------|----------------------|
| 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75 % 以上排出ガス性能が良く、平成 22 年度燃費基準値より 25 % 以上燃費性能の良い自動車 | H22.4.1 から H24.3.31 まで | 取得価額から 30 万円を控除 | |
| 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のガソリン車のトラック・バス等で、平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75 % 以上排出ガス性能が良く、平成 27 年度燃費基準を達成している自動車 | | | |
| 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75 % 以上排出ガス性能が良く、平成 22 年度燃費基準値より 15 % 以上燃費性能の良い自動車 | | 取得価額から 15 万円を控除 | |
| 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のガソリン車のトラック・バス等で、平成 17 年自動車排出ガス基準値より 50 % 以上排出ガス性能が良く、平成 27 年度燃費基準を達成している自動車 | | | |
| 車両総重量が 2.5t を超える ディーゼル車のトラック・バス等で、平成 21 年排出ガス規制に適合しかつ、平成 27 年度燃費基準を達成している 自動車 | 車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下 | H22.4.1 から H22.8.31 まで | 税率から 100 分の 1 を控除 |
| | 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 | H22.4.1 から H22.9.30 まで | 税率から 100 分の 2 を控除 |
| | | H22.10.1 から H23.8.31 まで | 税率から 100 分の 1 を控除 |
| | 車両総重量 12t 超 | H22.4.1 から H22.8.31 まで | 税率から 100 分の 1 を控除 |
| 平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル乗 用車 | H22.4.1 から H22.8.31 まで | 税率から 100 分の 0.5 を 控除 | |

- (3) 税率の特例措置を廃止
(4) 地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準を維持

4 軽油引取税

- (1) 税率の特例措置を廃止
(2) 原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、軽油引取税について、現在の税率水準を維持

5 自動車税

自動車税のグリーン化を、軽減対象を重点化し、以下の内容で2年延長

(1) 環境負荷の小さい自動車

| 特 例 対 象 車 | 措 置 内 容 |
|---|----------------|
| 平成17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能が良く、平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良い自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 | 税率を概ね100分の50軽減 |

(注) 平成22年度及び平成23年度の新車新規登録の翌年度に適用

(2) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から11年を経過したディーゼル車、新車新規登録から13年を経過したガソリン車又はLPG車の税率を概ね100分の10重課

